

市場管理細則

農産物市場 I（大豆〔米国产大豆〕及び小豆〔北海道十勝産小豆〕）

株式会社堂島取引所（以下「本所」という。）は、本所の開設する農産物市場（大豆〔米国产大豆〕及び小豆〔北海道十勝産小豆〕）における取引の公正を確保するため、この細則の定めるところにより市場管理を行う。ただし、この細則に定めるところにかかわらず、本所は商品市場の状況により必要と認めたときは、その都度必要な措置を講ずるものとする。

I 建玉制限

1. 取引の限度枚数等

- (1) 委託者（(I)の認定を受けている当業者を除く。）の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。

	1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	7 番限
米国产大豆	100枚	200枚	400枚	1,500枚	1,500枚	1,500枚	1,500枚
北海道十勝産小豆	20枚	60枚	80枚	150枚	300枚	300枚	300枚

- (2) 取引参加者（(II)の認定を受けている取引参加者並びに遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者を除く。）の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。

	1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	7 番限
米国产大豆	100枚	200枚	400枚	1,500枚	1,500枚	1,500枚	1,500枚
北海道十勝産小豆	50枚	60枚	120枚	150枚	300枚	300枚	300枚

- (3) 業務規程第34条第3項による建玉処分の指示は、当分の間、北海道十勝産小豆の当月限に常時適用するものとし、委託者及び取引参加者の北海道十勝産小豆の当月限建玉が既存玉の繰越しによって1番限の限度を超えることとなったときは、当該超過する建玉については、当月の第1営業日において処分しなければならない。ただし、値幅制限等の事情により当該処分が困難な場合には、処分できる直近の営業日まで、その処分を行わなければならない。
- (4) その他の限度枚数を越えた委託者及び取引参加者の建玉の処分は、本所が必要と認めるときは業務規程第34条第3項の規定に基づき指示するものとする。
- (5) 北海道十勝産小豆にあっては期近3限月、米国产大豆にあっては期近2限月のいずれかの限月の委託者の建玉が、既存建玉の繰越しによって(1)の限度枚数を超過している場合は、以後すべての限月の新規建玉は認めないものとし、取引参加者の繰越し建玉にあっては、(2)の限度枚数を越えないよう努めるものとする。
- (6) 委託者又は取引参加者が当業玉（現物のヘッジ及び現物先物取引の鞆とりに限る。

以下同じ。)を建玉することにより(1)又は(2)の建玉の限度を超過する場合は、委託者又は取引参加者は、(1)によりあらかじめ本所の認定を受けなければならない。

- (7) 受託取引参加者は委託者の建玉の繰越玉については、それぞれの限度内に漸減するようあらかじめ委託者に周知させるとともに指導しなければならない。
- (8) 受託取引参加者の自己玉の限度は、(2)に規定する数量、若しくは当該限月の総建玉数の10%に相当する数量のいずれか多い数量を限度とする。
- (9) 本所が必要があると認めたときは、(2)又は(8)の規定にかかわらず、取締役会の定めるところにより、取引参加者の自己の建玉を制限し若しくは、建玉の処分を行わせることができる。
- (10) 取引参加者又は受託取引参加者は、(2)又は(8)にかかわらず、当月限納会日において、納会値段が異常高となるおそれがある場合は新規の売付けを、異常安となるおそれがある場合は新規の買付けをすることができる。
- (11) (1)又は(2)の建玉限度を超過して建玉をする場合の当業玉の認定については、別に定める要領によるものとする。

2. 取次者の建玉限度

- (1) 取次者の建玉限度は、1.(1)の建玉数を限度とする。
- (2) 取次者が、本所の別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合にあっては、自己の建玉及び一取次委託者の建玉につき、それぞれ1.(1)の建玉数を限度とする。
- (3) 受託取引参加者は、取次者の建玉について、(1)又は(2)に規定する建玉限度内に漸減するよう、あらかじめ取次者に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
- (4) 取次者は、取次委託者の建玉について、(1)又は(2)に規定する建玉限度内に漸減するよう、あらかじめ取次委託者に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
- (5) 取次者並びに取次委託者の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)に規定する建玉限度を超過した場合は、以後すべての限月において新規の建玉を認めないものとする。
- (6) 業務規程第34条第3項による建玉処分の指示は、当分の間、北海道十勝産小豆の当月限に常時適用するものとし、当月限建玉が既存玉の繰越しによって1番限の限度を超えることとなったときは、受託取引参加者にあっては取次者の当該超過建玉について、取次者にあっては受託取引参加者を通じて取次委託者の当該超過建玉について、それぞれ当月の第1営業日において処分しなければならない。ただし、値幅制限等の事情により当該処分が困難な場合は、処分できる直近の営業日までに、その処分を行わなければならない。
- (7) 本所は、業務規程第34条第4項の規定により、取次者又は取次委託者の建玉（2以上の受託取引参加者へ委託した場合は、その合計）が(1)又は(2)に規定する建玉の限度を超過した場合において、当該受託取引参加者にその旨通知するとともに、当該取次者に対し、当該取次者又は当該取次委託者の建玉限度を超える建玉の処分を指示する

ものとする。

- (8) 業務規程第35条第4項の規定により、建玉報告を徴収することとなった場合において、当該取次者が、報告せず、又は、報告に虚偽があったと認めるときは、当該取次者から受託している受託取引参加者に対して、当該取次者との取引の全部又は一部を制限させることができる。
- (9) その他の建玉限度を超える建玉の処分は、本所が必要と認めるとき取締役会の議を経て指示するものとする。
- (10) (2)に基づく届出のある取次者は、本所の指定する日における取次委託者別の建玉について、直接本所宛に報告するものとする。
- (11) 前号に規定する場合のほか、本所が特に必要と認めた場合は、取次者に対し、取次委託者別の建玉を報告させることができるものとする。

3. 外国商品先物取引業者の建玉限度

- (1) 外国商品市場において取引の委託を受けることについて当該外国において法第190条第1項の規定に相当する当該外国の法令に規定する同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者（オムニバスアカウントのものに限る。以下「外国商品先物取引業者」という。）の建玉限度は、1.(1)の建玉制限の規定にかかわらず、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。ただし、当該外国商品取引業者に取引の委託の取次ぎを依頼する者（以下「末端委託者」という。）に係る建玉制限は、国内の一委託者の建玉制限数量を限度とする。

	1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	7 番限
米国産大豆	100枚	200枚	800枚	2,400枚	2,400枚	2,400枚	2,400枚
北海道十勝産小豆	10枚	30枚	80枚	450枚	900枚	900枚	900枚

- (2) 外国商品先物取引業者が、受託取引参加者を通じて、本所の別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合にあつては、特例措置として当該外国商品先物取引業者に委託の取次ぎを依頼する一末端委託者の建玉につき、1.(1)の建玉数を限度とする。
- (3) 受託取引参加者は、受委託関係のある外国商品先物取引業者に対し、当該外国商品先物取引業者の建玉については、(1)又は(2)の建玉限度内である旨あらかじめ制度を周知させるとともに、指導しなければならない。
- (4) 受託取引参加者は、外国商品先物取引業者の建玉が既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)に規定する建玉限度を超過した場合は、当該限月の建玉を報告しなければならない。
- (5) 外国商品先物取引業者の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)の建玉限度を超過した場合は、以後すべての限月について新規の建玉を認めないものとする。ただし、別に定める事前申請の要件を満たし、本所が市場管理上特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

- (6) 業務規程第34条第3項による建玉処分の指示は、当分の間、北海道十勝産小豆の当月限に常時適用するものとし、受託取引参加者は外国商品先物取引業者の北海道十勝産小豆の当月限建玉が既存玉の繰越しによって1番限の限度を超えることとなったときは、当該超過する建玉については当月の第1営業日において処分しなければならない。ただし、値幅制限等の事情により当該処分が困難な場合は、処分できる直近の営業日までに、その処分を行わなければならない。
- (7) (2)の特例措置を受けている場合は、受託取引参加者は、本所の指定する日における当該外国商品先物取引業者の末端委託者ごとの建玉について、本所が別に定める様式による建玉報告を徴収し、本所に提出するものとする。
- (8) 本所は、外国商品先物取引業者が前号に規定する建玉報告をせず、又は、報告に虚偽があったと認めるときは、当該外国商品先物取引業者から受託している受託取引参加者に対して、当該外国商品先物取引業者との取引の全部又は一部を制限させ、若しくは(2)の特例措置を打ち切ることができる。
- (9) 本所は、特に必要と認めた場合には、オムニバスアカウントの中の末端委託者名別の建玉を報告させることができるものとする。
- (10) その他の建玉限度及び北海道十勝産小豆当月限以外の建玉限度を超える建玉の処分は、本所が必要と認めるとき取締役会の議を経て指示するものとする。

4. 遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者の建玉限度

- (1) 遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて、3.(1)本文に規定する建玉を限度とする。ただし、遠隔地仲介取引参加者に取引を依頼する者（非居住者に限る。以下「海外顧客」という。）に係る建玉制限は、国内の一委託者の建玉制限数量を限度とする。
- (2) 遠隔地仲介取引参加者が、本所の別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合にあつては、特例措置として一海外顧客の建玉につき、1.(1)の建玉数を限度とする。
- (3) 遠隔地仲介取引参加者は、海外顧客の建玉について、(1)又は(2)に規定する建玉限度内に漸減するよう、あらかじめ海外顧客に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
- (4) 遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者並びに海外顧客の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)に規定する建玉限度を超過した場合は、以後すべての限月において新規の建玉を認めないものとする。
- (5) 業務規程第34条第5項による建玉処分の指示は、当分の間、北海道十勝産小豆の当月限に常時適用するものとし、遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者並びに海外顧客の北海道十勝産小豆の当月限建玉が既存玉の繰越しによって1番限の限度を超えることとなったときは、当該超過する建玉については、当月の第1営業日において処分しなければならない。ただし、値幅制限等の事情により当該処分が困難な場合には、処分できる直近の営業日までに、その処分を行わなければならない。

- (6) その他の限度枚数を超えた遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者並びに海外顧客の建玉の処分は、本所が必要と認めるときは業務規程第34条第5項の規定に基づき指示するものとする。
- (7) 北海道十勝産小豆にあっては期近3限月、米国産大豆にあっては期近2限月のいずれかの限月の海外顧客の建玉が、既存建玉の繰越しによって(1)又は(2)の限度枚数を超過している場合は、以後すべての限月の新規建玉は認めないものとし、遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者の繰越建玉にあっては、(1)の限度枚数を超えないよう努めるものとする。
- (8) 本所が必要があると認めたときは、(1)又は(2)の規定にかかわらず、取締役会の定めるところにより、建玉の処分を行わせることができる。
- (9) 遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者は、当月限納会日において、納会値段が異常高となるおそれがある場合は新規の売付けを、異常安となるおそれがある場合は新規の買付けをすることができる。
- (10) (2)に基づく届出のある遠隔地仲介取引参加者は、本所の指定する日における海外顧客別の建玉について、直接本所宛に報告するものとする。
- (11) 前号に規定する場合のほか、本所が特に必要と認めた場合は、遠隔地仲介取引参加者に対し、海外顧客別の建玉を報告させることができるものとする。

5. 建玉報告

- (1) 取引参加者は、一の計算区域における日中立会終了時の建玉数量が次の各号に掲げる数量に該当する場合にあっては当該計算区域の属する営業日の翌営業日に、本所が特に必要と認めた場合にあってはその都度、本所の定めるところにより、その内容を報告しなければならない。
 - イ 委託者の建玉
一の委託者の1限月当たりの売り又は買いの建玉数量が、北海道十勝産小豆にあっては10枚、米国産大豆にあっては20枚を超える場合
 - ロ 取引参加者の自己玉
自己玉の売り又は買いの建玉数量（当該取引参加者が他の受託取引参加者に委託している建玉を含む。）が、北海道十勝産小豆及び米国産大豆のそれぞれについて1限月当たり20枚を超える場合又は農産物市場の全銘柄の全限月の合計数量が1,200枚を超える場合
- (2) 取引参加者（受託取引参加者を含む。）は、当月限において納会日の3営業日前の建玉数量が21枚以上の委託玉及び自己玉について、本所が別に定める報告書を提出しなければならない。
- (3) 同一の受託取引参加者が2回以上連続して、受渡全数量の3分の1、又は20枚以上の受渡しをした場合及び逆鞘納会で受けた場合であって、本所が必要と認めたときは、委託者の住所、氏名等の報告を求めるものとする。

II 値幅の制限

1. 業務規程第33条第2項及び第3項に規定する取締役会の定める制限値段額（以下「制限額」という。）は、次の各項の規定するところによる。

2. 米国産大豆

(1) 米国産大豆の制限額は、2,000円とする。

(2) 制限値段額の拡大及び縮小

イ 業務規程第33条第2項に規定する制限値段が適用される場合

帳入値段が制限値段に達した限月の数が2以上あるときは、翌営業日の全限月について(1)の制限額にその50%相当額を加えた額を制限額とし、当該状況が継続する限り同様とする。ただし、各限月につき、その帳入値段の100分の15に相当する額が当該制限額に満たない限月があるときは、当該状況が継続する限り全限月につき、これを適用しないものとする。

ロ 業務規程第33条第3項に規定する制限値段が適用される場合

(1)の制限額にその50%相当額を加えた額を制限額とし、当該状況が継続する限り同様とする。ただし、その帳入値段（業務規程第33条第5項の規定に該当する場合については、当該規定に基づく制限値段算定の基準となる値段。以下同じ。）の100分の30に相当する額が当該制限額に満たない場合は、これを適用しないものとする。

(3) (1)を適用する場合、各限月につき前営業日の帳入値段の100分の15に相当する額が(1)の制限額に満たない限月があるときは、当該帳入値段のうち最低値段のもの100分の15に相当する額をその日の制限額とし全限月につき適用する。

3. 北海道十勝産小豆

(1) 北海道十勝産小豆の制限額は、350円とする。

(2) 制限額の拡大及び縮小

イ 業務規程第33条第2項に規定する制限値段が適用される場合

帳入値段が制限値段に達した限月（当月限を除く。）の数が2以上ある日が2営業日連続したときは、翌営業日の全限月について(1)の制限額に100円を加えた額を制限額とし、当該状況が継続する限り同様とする。ただし、本所の各限月につきその帳入値段（業務規程第33条第5項の規定に該当する限月については、当該規定に基づく制限値段算定の基準となる値段。以下同じ。）の100分の15に相当する額が当該制限額に満たない限月があるときは、当該状況が継続する限り全限月につきこれを適用しないものとする。

ロ 業務規程第33条第3項に規定する制限値段が適用される場合

(1)の制限額に100円を加えた額を制限額とし、当該状況が継続する限り同様とする。ただし、その帳入値段（業務規程第33条第5項の規定に該当する場合については、当該規定に基づく制限値段算定の基準となる値段。以下同じ。）の100分の30に

相当する額が当該制限額に満たない場合は、これを適用しないものとする。

(3) (1)を適用する場合、前営業日の帳入値段の100分の15に相当する額が(1)の制限額に満たない限月があるときは、当該限月については当該帳入値段の100分の15に相当する額をその日の制限額とする。

4. 新甫発会における当該限月に係る制限値段算定のための基準となる値段及び制限額について、業務規程第33条第5項を適用する場合にあっては、本所は市中価格及び他の市場における価格形成の動向に鑑み、これを定めるものとする。

III 北海道十勝産小豆に係る特別措置

1. 下記のいずれかの事態が生じ、異常と認めたときは原則として2.措置の全部又は一部を講ずる。

(1) 同一グループと思われるもの、又は個人と個人、個人と同一グループと思われるものの連繋によると本所が推定した建玉（委託建玉、取引参加者の自己建玉を問わず）の合計が、本所の総取組高の10%を超えたとき。

(2) 受渡しにおいて、本所が当業的受渡しと認められないと推定した数量が、在庫状況等に照らして過大と認められるとき。

(3) 一取引参加者の限月通算差引建玉数が、本所の片建取組高計の20%を超えたとき。

(4) 本所の期近2限月における各限月の片建取組高に占める一取引参加者の片建玉の割合が、それぞれ30%を超えたとき。

2. 措置

(1) 取引参加者並びに委託者の建玉制限枚数を全限月又は一部の限月につき平常時より大幅に縮小する。

(2) その他必要と認める措置をとることがある。

IV 市場管理、諸施策を実施するための基本的な考え方

1. 委託者の過当投機により市場が乱された場合は、その原因となる取引を受託した受託取引参加者に対して、実情に応じ厳格な制裁を行う。

2. 委託者に形式上の違反がない場合であっても、実質的に同一人と判断される異口座を加えて建玉制限違反がある等、委託者の実質的違反行為について、市場管理上必要があると認められる場合は、当該受託取引参加者に対し厳正な制裁等の措置をとる。

3. 上記1.又は2.のほか、本所の商品市場における取引又はその委託を受ける行為等に関し、当該商品市場の信用を失墜させる等本所に有害な行為をし、又はこれに加担した取引参加者に対しては、実情に応じ厳重な措置をとる。

V 変更又は廃止

この規則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、

変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

- 1 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前の市場管理細則 農産物市場 I（大豆〔米国産大豆〕及び小豆）（以下「旧細則」という。）は、これを廃止する。
- 3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和 3 年 5 月 18 日）

令和 3 年 5 月 18 日開催の取締役会において決議されたこの細則の変更は、同日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 27 日）

この細則は、令和 3 年 8 月 27 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 10 日）

この細則は、令和 5 年 3 月 10 日から施行する。